

随意契約理由書

工事名：阪南港海岸 岸和田地区 岸和田水門緩衝装置補修工事

今回工事を実施する岸和田水門は、高潮、津波から府民の生命・財産を守る重要な役割を担う防災施設であり、高潮、津波発生時に安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要があります。

本水門の緩衝装置は、前回交換以降 16 年が経過しており、腐食、摩耗等の劣化がみられるため取替を行うものであります。

当該緩衝装置は水門閉鎖時において、浮遊障害物や船舶が扉体に激突することを防御する設備であり、水門本体と連動させる機構を有する本水門用に設計、製作されたものであるため、施工にあたっては、緩衝装置を含む水門システムに関する固有の技術能力、詳細な設計資料やシステム情報が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは、当該設備を設計、製作、据付を行った日立造船株式会社以外にその能力を有するものがないため、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものであります。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、日立造船株式会社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。